

福島県看護会館みらい使用規程

(目的)

第1条 本規程は、福島県看護会館みらい（以下「会館」という。）の施設を本協会事業の遂行に支障を生じない範囲で第3条に掲げる者に貸与するにあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における会館の施設とは、次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) みらいホールA
- (2) みらいホールB
- (3) 会議室2
- (4) 会議室3
- (5) 研修室1
- (6) 研修室2
- (7) 研修室3
- (8) 研修室4

(使用者の資格)

第3条 会館の施設使用は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 会員
- (2) 会員が所属する団体、組織、サークル等
- (3) 前各号に掲げる者のほか、本協会が認めた団体（非営利団体等）

(使用の条件)

第4条 会館の施設は、本協会の業務に支障のない範囲内で次の各号のいずれかに該当する場合に貸し出しを行うことができる。

- (1) 会員の学術振興に関する会議、集会等
- (2) 講演会、上映会等
- (3) 相談会
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本協会が認めた事業

(休館日)

第5条 会館の貸し出しをしない日は、次のとおりとする。

- (1) 12月28日から翌年1月4日まで
- (2) 施設点検又は整備等に必要な日

(使用の承認)

第6条 会館の施設を使用しようとする者は、本協会所定の様式に必要事項を記載のうえ申請し、承認を受けなければならない。

- 2 使用の承認は、使用承認書を交付することにより行う。
- 3 使用の申請は、使用日の3ヶ月前から受け付けるが、看護職、看護学生を対象とする研修・会議等については使用日の4ヶ月前から受け付けるものとする。

(使用料)

第7条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表1に定める使用料の全額を使用の承認を受けた日から1ヶ月以内に、本協会が指定する銀行口座に振り込まなければならない。ただし、本協会が特別の理由があると認めるときは、使用料を後納することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、別表1に定める使用料を各号に規定する割合で減免することができる。

- (1) 申請者が会員で、かつ参加者の過半数が会員の場合は、2分の1
- (2) 前号に該当しない場合において、申請者が行う第4条各号の事業に本協会が協賛等により関与する場合は、4分の1

(キャンセル料)

第8条 使用者の都合でキャンセルする場合は、別表2に示す所定のキャンセル料金を徴収する。

(使用承認の取消し等)

第9条 本協会は、次の各号のいずれかの一に該当するときは、使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 申請書に記載された目的以外の使用をしようとしたとき
- (2) 申請書に虚偽の記載があったとき
- (3) 本規程に違反したとき
- (4) 本協会の指示に従わなかつたとき
- (5) 本協会の会務上やむを得ない事情が生じたとき
- (6) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上本協会が不適当と認めるとき

2 前項により使用の取り消し、制限、停止をした場合、既に納付された使用料は返還しない。ただし、前項(5)(6)また不測の事故や災害等特別の事由があると認められる場合は、使用料の全額を返還することができる。

(事前打合せ)

第10条 使用者は、使用承認書の交付を受けた後、本協会の施設運営・管理担当者との打ち合わせを原則として開催日の2週間前までに行わなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、使用を終了したとき、使用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。

第9条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

(禁止事項)

第12条 使用者は次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 使用承認を受けた施設以外への立ち入り
- (2) 会館敷地内での喫煙
- (3) 飲酒
- (4) 本協会の承認のない掲示、録音、録画及び寄付募集行為
- (5) 本協会の承認のない物品を販売する営業行為、営利を目的とした入場料もしくは資料代の徴収、又はその他これに類する行為

(警備・安全措置)

第13条 使用者は次の各号の事項をすべて遵守しなければならない。

- (1) 指定の入場人員を厳守すること
- (2) 来場者が開場時刻以前に多数集まった場合は、使用者の責任で整理にあたること
- (3) 非常事態の発生に備え、使用者は、あらかじめ消火器の位置、非常口、及び避難誘導方法等を確認すること

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は入館者が、会館の施設もしくは設備に損害を与えた場合は、本協会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、本協会が、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の一部、又は全部を免除することができる。

(駐車場の使用)

第15条 会館の駐車場を使用する者は、別表3に定める使用料を支払わなければならない。ただし、本協会が主催する会議（理事会、委員会等）、事務局用務で駐車する者は無料とする。

2 事故、盗難等は、個人の責任において処理する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(変更手続)

第17条 本規程は、理事会の承認により変更することができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 23 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 11 月 21 日に改正し、翌日から施行する。(使用の承認)

この規程は、平成 25 年 3 月 21 日に改正し、翌日から施行する。(別表 1、別表 3)

この規程は、令和 2 年 1 月 23 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条、第 4 条、第 9 条、第 16 条、別表 1、別表 3)

この規程は、令和 5 年 3 月 16 日に一部改正し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(別表 1)

この規程は、令和 6 年 3 月 21 日に一部改正し、同日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 24 日に一部改正し、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 11 月 20 日に一部改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 施設使用料金表

(消費税込)

施 設	使 用 時 間	平 日	土日祝日
みらいホールA 定員 216 名 広さ 338 m ²	午前 9:00~13:00	51,700 円	62,700 円
	午後 13:00~17:00	51,700 円	62,700 円
	夜間 17:00~21:00	62,700 円	62,700 円
みらいホールB 定員 100 名 広さ 160 m ²	午前 9:00~13:00	28,600 円	39,600 円
	午後 13:00~17:00	28,600 円	39,600 円
	夜間 17:00~21:00	39,600 円	39,600 円
みらいホール (A+B) 定員 342 名 広さ 497 m ²	午前 9:00~13:00	75,900 円	86,900 円
	午後 13:00~17:00	75,900 円	86,900 円
	夜間 17:00~21:00	86,900 円	86,900 円
会議室 2 又は 3 定員 15 名 広さ 50 m ²	午前 9:00~13:00	7,700 円	18,700 円
	午後 13:00~17:00	7,700 円	18,700 円
	夜間 17:00~21:00	18,700 円	18,700 円
会議室 2 及び 3 定員 35 名 広さ 99 m ²	午前 9:00~13:00	15,400 円	26,400 円
	午後 13:00~17:00	15,400 円	26,400 円
	夜間 17:00~21:00	26,400 円	26,400 円
研修室 1 定員 100 名 広さ 168 m ²	午前 9:00~13:00	28,600 円	39,600 円
	午後 13:00~17:00	28,600 円	39,600 円
	夜間 17:00~21:00	39,600 円	39,600 円
研修室 2、3 又は 4 定員 各 50 名 広さ 研修室 2 : 90 m ² 研修室 3 : 99 m ² 研修室 4 : 99 m ²	午前 9:00~13:00	15,400 円	26,400 円
	午後 13:00~17:00	15,400 円	26,400 円
	夜間 17:00~21:00	26,400 円	26,400 円

注)

1 使用時間等について

①使用単位は、午前は午前 9 時から午後 1 時まで、午後は午後 1 時から午後 5 時まで、夜間は午

後 5 時から午後 9 時までとする。なお、使用単位を組み合わせて使用することもできる。

②貸出時間には、設営、準備、撤収、及び原状回復の作業時間も含まれる。

③「土日祝日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日とする。

2 使用料金について

①使用料金の金額には、消費税を含む。

②夜間及び土日祝日の使用料金の金額には、警備料を含む。

③7月1日～9月30日、11月20日～3月31日の期間は、冷暖房費として使用料金の25%の額を加算する。（期間外でも冷暖房を使用した場合は後日清算する）

④使用単位を組み合わせて使用する場合の使用料金の額は、それぞれの使用料の額を合算した額とする。

⑤使用施設の基本的な音響、照明、及び映像設備の使用は、施設使用料金に含まれる。

⑥施設の使用に併せて講師控室の使用を承認した場合の講師控室の使用料金は、施設の使用料金に含まれる。

3 業務委託について

①標準型以外の座席レイアウト、ステージ設営、看板吊下げ、附帯設備（音響、照明及び映像設備）の操作が必要な場合は、別途、業者に委託するものとする。業務委託先は本協会指定の業者とし、費用は、使用者が業者に直接支払う。

別表2（キャンセル料）

使用日までの期間	キャンセル料
30日前まで	20%
29日前から3日前まで	50%
2日前から当日まで	100%

別表3（駐車料）

（消費税込）

対象者	料 金
一 般	60分300円／5時間最大600円（最大料金繰り返し適用） なお、閑散期はこの限りでない。
会 員	30分100円／当日最大500円（会員証の精算時利用により通年適用）